

「GFシリーズ ビジネステレスコープ」利用規約

2025年12月12日 1版

本規約は、サクサ株式会社（以下「甲」といいます。）が提供するGFシリーズに搭載されたビジネステレスコープ（以下「本ソフトウェア」といいます。）について定めるものです。販売店様（以下「乙」といいます。）と利用者様（以下「お客様」といいます。）は、本規約に同意し、本ソフトウェアを利用するものとします。

第1条(規約の目的)

1. 甲は、本規約を定め、これにより本ソフトウェアを乙およびお客様へ提供します。
2. 本ソフトウェアに不明点がある場合は、乙は甲に連絡し解決を図るものとします。

第2条(本規約の変更)

1. 甲は、乙およびお客様の承諾を得ることなく本規約（別紙含む）を変更することがあります。この場合には、本ソフトウェアの提供条件は、変更後の規約によります。
2. 甲は、前項の規定により本規約を変更するときは、甲が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。また、変更した規約の効力は、特段の定めがない限りホームページ等に公開された時点で即時に発効するものとします。

第3条(対象装置)

本ソフトウェアは、以下の装置にバンドルされるものとします。

シリーズ名	GF2000 シリーズ
	GF2000(2TB)
機種名	GF2000(4TB)
	GF2000(8TB)
	GF2000(2TB)(A)
	GF2000(4TB)(A)
	GF2000(8TB)(A)

第4条(本ソフトウェアの提供範囲)

1. 甲は、本ソフトウェアのノーマルライセンスを第3条の対象装置(GF2000(2TB)、GF2000(4TB)、GF2000(8TB))に添付される「はじめにお読みください」の保証書に記載のお客様に提供します。
2. 甲は、本ソフトウェアのプレミアムライセンスを第3条の対象装置(GF2000(2TB)(A)、GF2000(4TB)(A)、GF2000(8TB)(A))に添付されるプレミアムライセンス証書に基づきお客様に提供します。
3. お客様が本ソフトウェアを利用できる期間は、対象装置が設置導入された日から5年間とします。

第5条(本ソフトウェアの内容)

本ソフトウェア(プログラムおよび取扱説明書等のドキュメントを含む)は、対象装置上でログの蓄積、および可視化をおこなうマネージャーと、クライアントPC上で動作するエージェントによって構成され、以下の目的で使用するものとします。

- (1) エージェントをインストールしたクライアントPCの操作を可視化
- (2) エージェントをインストールしたクライアントPCに接続されるデバイスの利用制限
- (3) 対象装置の共有フォルダのアクセスを可視化

第6条(禁止行為)

- (1) お客様は本ソフトウェアを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。法令に違反する行為、そのおそれのある行為またはそれに類似する行為
- (2) 本ソフトウェアの提供を妨害する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において本ソフトウェアを利用する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 本ソフトウェアを第三者への販売、譲渡、使用許諾、貸与またはリースを行う行為
- (5) 甲もしくは第三者の運用するコンピュータもしくは電気通信設備等への不正アクセス行為、クラッキング行為もしくはアタック行為または甲もしくは第三者の運用するコンピュータもしくは電気通信設備等に支障を与える方法もしくは態様において本ソフトウェアを利用する行為、それらの行為を促進する情報掲載等の行為もしくはそれに類似する行為
- (6) 本ソフトウェアを利用してコンピュータウイルス等他人の業務を妨害するもしくはそのおそれのあるコンピュータプログラムを使用する行為
- (7) その他、他人の法的利益を侵害する方法もしくは公序良俗に反する方法または態様において本ソフトウェアを利用する行為

第7条(注意事項)

1. 本ソフトウェアは、全ての状況下においては動作を保証しておりません。
2. 甲は、本ソフトウェアをお客様への予告なく変更する場合があります。
3. 本ソフトウェアの著作権は、甲に帰属します。

第8条(お客様情報の取り扱い)

1. 甲は、本ソフトウェアの提供に必要な範囲で、お客様の機器設定情報等の重要情報にアクセスする場合があります。
2. 甲は、重要情報を厳重に管理し、法令に基づく場合を除き、事前に乙およびお客様の承諾なく第三者に開示しません。また、本サービスの提供に必要な期間のみ保持し、終了後は速やかに安全な方法で廃棄または消去します。
3. 甲は、重要情報を本ソフトウェアの提供以外の目的で利用しません。
4. 甲が本ソフトウェアの提供を再委託する場合、当該再委託先に対して本条と同等の義務を課し、適切に監督します。
5. 万一、重要情報の漏洩が発生した場合、甲は速やかに乙およびお客様へ報告し、被害拡大防止および再発防止の措置を講じます。

第9条(免責事項)

甲は、本ソフトウェアの利用により、乙およびお客様が被った、何らかのトラブルや損失・損害等につきましては、甲の故意または重過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第10条(ソフトウェア提供の中止)

1. 甲は、次の場合には、本ソフトウェアの提供を中止することがあります。
 - (1)甲の設備の保守、点検、工事上やむを得ないとき。
 - (2)甲が設置する設備、ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (3)その他甲が本ソフトウェアの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 甲は、前項の規定により本ソフトウェアの提供を中止するときは、甲が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 甲は、本ソフトウェアの提供中止により乙およびお客様が被った損失・損害等につきましては、一切責任を負わないものとします。

第 11 条(規約の違反)

甲とお客様は、相手方が本規約に定められた条項に違反した場合、相手方に催告を行なったのち、文書による通知によってただちに本規約に基づく契約が解除できるものとします。

第 12 条(協議)

本規約に定めのない事項および本規約の条項に疑義の生じた時は、別途協議の上決定するものとします。

第 13 条(合意管轄)

本規約に関し、紛争を生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上